

事務連絡
平成28年3月31日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

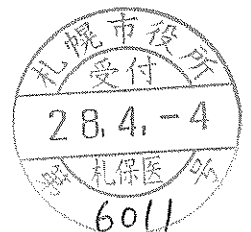
医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部の施行等に伴い、本日付で、「平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第167号）が告示され、医療機能情報提供制度において、病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。また、これにより、「医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について」（平成19年9月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡。以下「留意事項事務連絡」という。）の別表1を添付のとおり改めましたので、内容をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、標記制度の実施に当たっては、「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知）にてお示ししている実施要領並びに留意事項事務連絡本編資料及び別表2についてもご了知いただき、円滑な運用に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

留意事項事務連絡 別表1【各医療機関別】（平成十九年厚生労働省告示第五十三号に記載された事項（第11条関係を除く。）等及び留意事項）



(参考資料)

- 平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 167 号）
- 新旧対照表

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、山田

TEL:03-5253-1111 (2519、4109)

FAX:03-3501-2048

○厚生労働省告示第百六十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七条中第三十九号を第四十六号とし、第三十六号から第三十八号までを七号ずつ繰り下げ、第三十四号及び第三十五号を削り、第三十三号を第四十二号とし、第三十二号を第三十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十九 在宅療養支援歯科診療所

四十 在宅療養支援病院

四十一 在宅療養後方支援病院

第七条中第二十八号から第三十一号までを六号ずつ繰り下げ、同条第二十七号中「臨床修練指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同条第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 臨床教授等病院

第七条第二十六号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 特定行為研修指定研修機関

第七条中第二十五号を第二十九号とし、第二十一号から第二十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 臨床研究中核病院

第七条中第十九号を第二十二号とし、第十四号から第十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 指定療育機関

十五 指定小児慢性特定疾病医療機関

十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく指定医療機関

第七条に次の一号を加える。

四十七 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件） 新旧対照条文案

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならぬ事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>十四 指定療育機関</p> <p>十五 指定小児慢性特定疾病医療機関</p> <p>十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく指定医療機関</p> <p>十七～二十三 (略)</p> <p>二十四 臨床研究中核病院</p> <p>二十五～三十 (略)</p> <p>三十一 特定行為研修指定研修機関</p> <p>三十二 臨床修練病院等</p> <p>三十三 臨床教授等病院</p> <p>三十四～三十八 (略)</p> | <p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならぬ事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十四～二十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十一～二十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十七 臨床修練指定病院</p> <p>(新設)</p> <p>二十八～三十二 (略)</p> |

三十九 在宅療養支援歯科診療所

四十 在宅療養支援病院

四十一 在宅療養後方支援病院

四十二 (略)

(削る)

(削る)

四十三～四十六 (略)

四十七 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援セン

ター

(新設)

(新設)

(新設)

三十三 (略)

三十四 指定療育機関

三十五 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関

三十六～三十九 (略)

(新設)